2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」が「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　各省庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330―9715 さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東経済産業局総務企画部会計課用度係　高井　淳　電話048―600―0226（直通）
※上記の場所に加え、統一参加資格審査・調達情報検索サイトにおいても契約条項の提示及び入札説明書の交付を行う。
⑵　入札説明の日時及び場所　平成30年１月５日から平成30年２月27日まで関東経済産業局９階会計課カウンターで随時（午前９時00分から正午　午後１時00分から午後５時00分）行う。
⑶　応札物品証明書等の提出期限　平成30年２月27日午後５時00分
⑷　入札書の受領期限　平成30年３月２日午後５時00分（送付による場合は必着のこと。）ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成30年３月５日午後２時00分から　関東経済産業局９階研修室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、交付する仕様書に基づき、応札物品証明書等を作成し、応札物品証明書等の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した応札物品証明書等は経済産業省において審査するものとし、審査の結果採用できると判断した応札物品証明書等を提出した者のみ入札に参加できるものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　支出負担行為担当官が採用できると判断した応札物品証明書等を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshinori Satake Deputy Assistant Regional Commissioner (Management and Co-ordination), Kanto Bureau of Economy, Trade and Industry.
⑵　Classification of the products to be procured : 6
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Reproduction PPC paper.
⑷　Delivery period : From 2 April 2018 through 31 March 2019.
⑸　Delivery place : Refer to the Tender explanation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :
Ⅰ. Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
Ⅱ. Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
Ⅲ. Have Grade "A, B or C" in manufacturing or selling, in terms of qualification for participating in tenders by the Organizations in The Kanto-Koshinetsu area related to the Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018 ;
Ⅳ. Have not received suspension of designated contractor status, etc. From any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑺　Time-limit for verification documents : 17 : 00　27 February, 2018
⑻　Time limit for tender : 5 : 00 PM, 2 March 2018 in case of by mail ; 2 : 00 PM, 5 March 2018 in case of by hand.
⑼　Contact point for the notice : Jun Takai Procurement Section, Accounts Division, KantoBureau of Economy, Trade and Industry, 1―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama-city, 330―9715 Japan, TEL 048―600―0226

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年１月５日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房会計課長　海谷　厚志
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達等件名及び数量　非常用食料等（単価契約）（電子入札対象案件）
⑶　調達物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成30年４月２日から平成31年３月29日まで
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願いを提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を申請していること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
また、平成30年４月１日時点において、平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の認定を受けていなければならない。
⑶　入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。
⑷　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。